

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	9月10日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>9月9日、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、宮城県、岡山県について、9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、東京都、大阪府など19都道府県に発出している緊急事態宣言を9月30日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、9月30日までの間、以下のとおり対応する。10月1日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年9月10日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027